

2012年4月

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素よりお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、団体契約*1向けの新商品として「団体総合生活保険」を販売いたしますので、従来商品からの改定の概要につき以下のとおりご案内いたします。

なお、改定に伴い、保険料等が変更となる場合がありますので、新商品への移行後の保険料等につきましては、募集パンフレット等および加入依頼書等を併せてご確認ください。

その他、ご不明な点や詳細等につきましては、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

今後とも、今までと変わらぬご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

*1 団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する団体契約が対象となります。

敬具

改定の概要

1 商品の一本化

従来の普通傷害・家族傷害・交通事故傷害・ファミリー交通傷害・所得補償・医療・がん等を団体契約新商品「団体総合生活保険」に一本化し、お客様にとって一層わかりやすい内容に改定しました。

2 特約の新設

項目	概要
親介護補償保険金特約の新設(医療補償にセットする特約)	保険の対象となる方(親)が要介護状態(公的介護保険制度に基づく要介護3以上)の認定を受けたときに、一時金をお支払いします。 ※団体の構成員またはその配偶者が医療補償にご加入されている場合に限り、その親を親介護補償の対象とすることができます。

3 主な改定点

(1)補償内容・サービスの拡大

項目	概要
メディカルアシストのサービス対象の拡大	すべての補償について、メディカルアシストのサービス対象とします(所得補償・医療補償・がん補償については、従来よりサービスの対象となっております。)
個人賠償責任の補償の拡大	国内の損害賠償事故について、示談交渉サービスを実施*1し、引受限度額について、国内無制限でのお引受けを可能とします。 *1 借家人賠償責任・受託品賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

(2)各補償共通の改定内容

項目	概要
加入者ごとの不払解除・免責規定の導入(「加入者への個別適用に関する特約」の新設)	ご加入者より保険料を払込みいただけない場合には、ご契約のうちそのご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、そのご加入者の加入部分*1を解除させていただくことがあります。 *1 そのご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない方および補償だけでなく、従来よりご加入の保険料を払込みいただいていた方および補償も含まれます。)
保険料の端数処理単位の改定	保険料の単位を10円単位に統一します(従来、1円単位としていた所得補償保険・golfer保険については、保険料が変更となる場合があります。)
加入内容変更時の保険料の計算方法の改定	ご加入内容を変更する際の保険料の計算方法を、月割に統一します。
酒酔い運転免責の厳格化	従来は酒酔い運転を免責としていますが、酒気帯び運転を免責とする取扱いに厳格化します(酒に酔って正常な運転ができないという定性的な判断から、法律に基づく飲酒量という定量的な判断に変更します。)

(3)各補償ごとの改定内容

○印のある補償について、下記のとおり改定を実施いたします。

①傷害補償 ②所得補償 ③医療補償 ④がん補償

項目	概要	①	②	③	④
後遺障害保険金の支払区分表の改定	傷害保険独自であった、後遺障害保険金の支払区分表を労働者災害補償保険(政府労災)に準じた区分表に見直します。	○			
後遺障害保険金の支払限度額の改定	後遺障害保険金は、保険期間を通じて保険金額を限度としておりましたが、1回の事故ごとに保険金額を限度にお支払いします。	○			
家族型補償における保険の対象となる方の範囲の拡大	家族型補償の対象となる「同居の親族」「別居の未婚の子」について、保険の対象となる方ご本人または配偶者と「生計を共にする」ことを条件としておりましたが、この条件を不要とします。また、従来は保険の対象となる方ご本人の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)のみが保険の対象となる方の範囲に含まれておりましたが、配偶者の親族まで範囲を拡大します。	○			
保険金額の設定単位の変更	従来、1,000円単位としていた死亡・後遺障害保険金額の設定単位を10,000円単位に変更します。	○			
傷害補償の取扱いの一本化	傷害補償の約款構成の一本化に伴い、従来、普通傷害・家族傷害・交通事故傷害・ファミリー交通傷害で異なっていた保険金種類の組合せパターンを統一します。また、従来は家族傷害・ファミリー交通傷害では対象外としていた「入院・手術保険金対象日数」の延長の取扱いが可能となります。	○			
家族型補償における本人失効の取扱いの改定	家族型補償の保険の対象となる方ご本人が死亡した場合は、ご本人部分を失効とする取扱いとします(傷害補償については、ご本人を交替することも可能です。)	○		○	○
手術保険金におけるレーシック手術の取扱いの改定	レーシック等の「屈折異常に対する手術」について、手術保険金のお支払対象外といたします。			○	
「がん」等の疾病の定義の最新化	「がん」等の疾病(病気)に関する定義を最新化します(具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目ならびに「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10」(厚生労働省大臣官房統計情報部編2003年版)に定められた内容となります。)			○	○

①個人賠償責任 ②借家人賠償責任 ③受託品賠償責任 ④携行品 ⑤住宅内生活用動産 ⑥ホールインワン・アルバトロス費用 ⑦救済者費用等

項目	概要	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
家族型補償における保険の対象となる方の範囲の拡大	家族型補償の対象となる「同居の親族」「別居の未婚の子」について、保険の対象となる方ご本人または配偶者と「生計を共にする」ことを条件としておりましたが、この条件を不要とします。また、従来は保険の対象となる方ご本人の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)のみが保険の対象となる方の範囲に含まれておりましたが、配偶者の親族まで範囲を拡大します。 *1 動産総合保険(携行品一式)からの改定内容については④をご参照ください。	○		○	○ *1	○	○	○
賠償責任に関する補償における保険の対象となる方の範囲の改定	保険の対象となる方ご本人が未成年者である場合に、保険の対象となる方の範囲にご本人の親権者や監督義務者を含むこととします。また、借家人賠償責任については、従来、ご本人と借戸室の賃借名義人が異なる場合にその賃借人を保険の対象に含んでおりましたが、これを対象外とします。 *1 ただし、個人賠償責任に「ゴルフ賠償責任補償特約」をセットした場合を除きます。	○ *1	○	○				
個人賠償責任に関する補償の拡大	従来は傷害保険の賠償責任担保特約では対象外であった、日本国外の損害賠償責任事故についても補償の対象とします。また、同じく対象外であった、ゴルフカート搭乗中の事故についても補償の対象とします。	○						
借家人賠償責任の保険金のお支払いの対象となる事故の拡大	従来は保険金のお支払対象とならなかった、給排水設備の漏水や盗難等をお支払いの対象とします。		○					
借家人賠償責任における修理費用の取扱い	従来のフルガード保険の借家人賠償責任担保条項と修理費用担保特約を統合します。これに伴い、従来修理費用担保特約で設定していた免責金額(自己負担額:3,000円)を廃止します。		○					
受託品賠償責任に関する免責規定の改定	受託品賠償責任における、受託品の置き忘れまたは紛失に起因する損害を、免責とする取扱いに変更します。			○				

項目	概要	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
携行品・住宅内生活用動産の免責金額(自己負担額)の変更	携行品や住宅内生活用動産の免責金額(自己負担額)を 3,000 円から 5,000 円に変更します。 *1 ただし、携行品に「ゴルフ用品補償特約」をセットした場合、0 円の設定を可能とします。				○ *1	○		
「住宅」の定義の変更	「住宅」の定義を変更し、住宅には敷地を含まないこととします。これにより、住宅内生活用動産で対象であった敷地部分が補償の対象外となり、携行品の補償の対象となります。				○	○		
失火見舞費用保険金の改定	失火見舞費用保険金の支払額を、被災世帯×20万円から被災世帯×50万円(保険金額の20%が限度)に改定します。					○		
保険金額の設定パターンの変更	設定できる保険金額のパターンを変更します。	○	○	○	○	○	○	○

4 個人賠償責任保険・ゴルファー保険・動産総合保険(携行品一式)(以下「携行品動総保険」)の固有の改定

個人賠償責任保険・ゴルファー保険・携行品動総保険からの、主な改定点は以下のとおりです。

項目	概要	
団体割引・損害率による割増引規定の一本化	個人賠償責任保険、ゴルファー保険、携行品動総保険については、普通傷害等の保険商品と同様の団体割引テーブルに変更するとともに、すべての補償を合わせた被保険者数*1を基に、団体割引を適用します。これにより、団体割引率の変動する場合があります。また、被保険者数*1が1,000名以上のご契約について、新商品への移行2年目より、損害率による割増引の適用対象となります。 ※傷害補償・所得補償・医療補償・がん補償を併売している場合、移行初年度の団体割引・損害率による割増引の取扱いが異なります。詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。 *1 同じ方が複数の補償に加入している場合であっても1名と数えます。	
ゴルファー保険の補償内容の改定	ゴルファー保険には手術補償がありませんでしたが、新商品では、手術保険金をお支払いの対象とします。	
携行品動総保険からの改定	保険の対象となる方の範囲の改定	家族型補償(夫婦型を除きます。)において、「別居の未婚の子」が保険の対象となる方の範囲に含まれます。また、「同居の親族」についても「生計を共にする」ことを条件としていましたが、この条件を不要とします。
	国内のみ補償の廃止	国内のみ補償の取扱いを廃止し、すべてのご契約について国内外補償とします。
	明記物件の廃止	申込書に記載することで補償の対象となる明記物件のうち、現金、小切手、乗車券等については保険の対象に含めることとします。一方、手形、商品券その他有価証券については、保険の対象の範囲外とします。
	支払限度額の改定	1回の事故ごとに保険金額を限度としておりましたが、保険期間を通じて保険金額を限度にお支払いします。

5 商品・サービスの廃止

下記の商品・サービスを廃止させていただきますので、ご了承の程、宜しくお申し上げます。

項目	概要
所得補償の無事故戻し返れい金の廃止	所得補償の無事故戻し返れい金を廃止し、あらかじめ無事故戻し不適用割引を適用した保険料とします(損害率による割増引の適用対象となる場合もあります。)
分割2回払の廃止	分割2回払による払込方法を廃止します(一時払または月払への切替えが必要となります。)